

報第 1 号

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、平成31年第1回岐阜県議会定例会に提出される教育に関する事務に係る下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、平成31年2月6日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

平成31年2月12日提出

岐阜県教育委員会

教育長

安福正寿

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十 法第二十七条及び法第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

(略)

第二条 (略)

第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専断することができる。

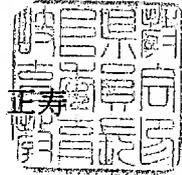
2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

教総第435号
平成31年2月6日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会
教育長 安福



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に
基づく意見について (回答)

平成31年2月6日付け人第557号で照会がありました下記議案について
は、異議ありません。

記

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する
条例

人第557号
平成31年2月6日

岐阜県教育委員会教育長 様

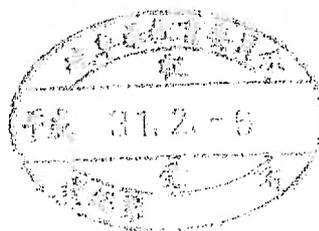
岐阜県知事 古田 肇

県議会提出予定議案に係る意見について（照会）

平成31年第1回岐阜県議会定例会に提出予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。

記

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例



議第三十号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十二年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「四、一六五人」を「四、一八七人」に改め、同表美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、文化財保護センター、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「文化財保護センター」を削り、「一九四人」を「一七二人」に改め、同表企業会計職員(都市建築部)の項中「六六人」を「六七人」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「二五三人」を「二六二人」に改め、同表学校の項中「五、五四三人」を「五、五八七人」に、「四、七五八人」を「四、七九七人」に改め、同表合計の項中「二四、二四六人」を「二四、三〇〇人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「二一、七七四人」を「二一、六八四人」に、「二一、一七七人」を「二一、〇八八人」に改め、同表特別支援学校の項中「二三六人」を「二三八人」に、「二二九人」を「二二二人」に改め、同表合計の項中「二一、九四一人」を「二一、八四三人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

提 案 説 明

県職員及び市町村立学校職員の定数を変更するため、この条例を定めようとする。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)新旧対照表(第一条関係)

(新)

第一条 略

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

区	分	定	数	備	考
知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)			四、一八七人		
美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、文化財保護センター、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー			一七二人	うち、教員は、四五人とする。	
企業会計職員(都市建築部)			六七人		
議会の事務部局			二九人		
選挙管理委員会の事務部局			五人		
監査委員の事務部局			二〇人		
人事委員会の事務部局			二人		
労働委員会の事務部局			八人		
教育委員会の事務部局			二六二人		
学	校		五、五八七人	うち、教員は、四、七九七人とする。	
警	察		三、九五一人	うち、警察官は、三、五二七人(警視二二二人、警部二五六人、警部補及び巡查部長二、〇六七人、巡查一、〇八三人)	

(旧)

第一条 略

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

区	分	定	数	備	考
知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)			四、一六五人		
美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、文化財保護センター、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー			一九四人	うち、教員は、四五人とする。	
企業会計職員(都市建築部)			六六人		
議会の事務部局			二九人		
選挙管理委員会の事務部局			五人		
監査委員の事務部局			二〇人		
人事委員会の事務部局			二人		
労働委員会の事務部局			八人		
教育委員会の事務部局			二五三人		
学	校		五、五四三人	うち、教員は、四、七五八人とする。	
警	察		三、九五一人	うち、警察官は、三、五二七人(警視二二二人、警部二五六人、警部補及び巡查部長二、〇六七人、巡查一、〇八三人)	

第三条 略
附則 略

合	
計	
一四、三〇〇人	
	とする。

第三条 略
附則 略

合	
計	
一四、二四六人	
	とする。

岐阜県市町村立学校職員定数条例（昭和二十八年岐阜県条例第七号）新旧対照表（第二条関係）

（新）

第一条 略

第一条 略

（職員の定数）

第二条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

第二条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

区	分	定	数	備	考
小学校、中学校及び義務教育学校		一一、六八四人		うち、教員は、一一、〇八八人とする	
特別支援学校		一一、二八人		うち、教員は、一一、二二人とする	
定時制高等学校		三一人			
合計		一一、八四三人			

区	分	定	数	備	考
小学校、中学校及び義務教育学校		一一、七七四人		うち、教員は、一一、一七七人とする	
特別支援学校		一一、三六人		うち、教員は、一一、二九人とする	
定時制高等学校		三一人			
合計		一一、九四一人			

2 略

2 略

第三条 略

第三条 略

附則 略

附則 略

（旧）